



非自発的失業（解雇・倒産・雇い止めなど）された方へ

非自発的に離職された方への国民健康保険税の軽減措置をご存知ですか？

【非自発的失業軽減とは】

雇用保険の受給資格のある方で、特定受給資格者や特定理由離職者と認められる失業者の方は、令和7年度の国民健康保険税を算定する際の給与所得金額が、100分の30になります。（国税の所得割額算出や低所得軽減の判定に反映します。）

【該当要件について】 ※下記要件①②③全てに該当

- ① 『雇用保険受給資格者証』の交付を受けており、記載の離職年月日が平成21年3月31日以後となっている方。
- ② 『雇用保険受給資格者証』に記載の離職理由番号が次のいずれかに該当する方。

	番号	離職理由
特定受給資格者	11	解雇
	12	天災等の理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇
	21	雇止め（雇用期間3年以上雇止め通知あり）
	22	雇止め（雇用期間3年未満更新明示あり）
	31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
	32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
特定理由離職者	23	期間満了（雇用期間3年未満更新明示なし）
	33	正当な理由のある自己都合退職
	34	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12ヶ月未満）

- ③ 離職日現在65歳未満であり、雇用保険の高年齢受給資格者や特例受給資格者に該当していない方

【軽減申請の際にお持ちいただくもの】

軽減措置が適用されるためには、届出が必要です。

（市役所やホームページにある申告書を提出していただきます）

- ① 該当される方の『雇用保険受給資格者証』のコピー
- ② 印鑑
- ③ 国民健康保険被保険者証（これから国民健康保険に加入される方は不要です）

（高額療養の所得区分判定に影響する場合がありますので、限度額認定証や標準負担額減額認定証の交付を受けている方はお申下さい）

裏面へ

『雇用保険受給資格者証』のみほん

従来の様式

(第1面)

雇用保険受給資格者証

040

支 給 番 号 氏 名 被 保 険 者 番 号
48010-02-000012-3 オコヨウ タロウ 4800-010566-2
性 別 年 齢 生 年 月 日 支 払 方 法 求 職 番 号 認 定 日
男 45 3-311123 0001001-00000001 2型-水
住 所 又 は 居 所
求職申込年月日 資格取得年月日 離職年月日 理由 受給期間満了年月日 基本手当日額
140109 500401 131231 11 150130 6,092
離職時賃金日額 60歳到達時賃金日額 所定給付日数 特殊表示(災、一括、通相、市町村)
10,000 330 0 0 0 0
受講開始年月日 年 月 日 受講終了年月日 年 月 日
公共職業 技能習 受講手当日額 支給開始月日 特定職業訓練手当日額 支給開始月日 通所手当日額 支給開始月日
訓練等 得手当 円 月 日 円 月 日 円 月 日 円 月 日
円 支給開始

① 離職年月日

② 離職理由番号

改正新様式

(第1面)

雇用保険受給資格者証

1. 支 給 番 号 2. 氏 名
3. 被 保 険 者 番 号 4. 性 別 5. 離職時年齢 6. 生 年 月 日 7. 求 職 番 号
8. 住 所 又 は 居 所
9. 支払方法(金融機関コード・記号(口座)番号)
10. 資格取得年月日 11. 離 職 年 月 日 12. 離 職 理 由
13. 60歳到達時賃金日額 14. 離 職 時 賃 金 日 額
15. 求 職 申 込 年 月 日 16. 認 定 日 17. 受 給 期 間 満 了 年 月 日
18. 基 本 手 当 日 額 19. 所 定 給 付 日 数
20. 特殊表示(災害時、一括、通相、市町村)

- ※ 雇用保険法の改正により、上記2種類の様式があります(交付年月日により)。
※ 高年齢受給資格者及び特例受給資格者(右上に高や特と表記)の方は対象となりません。

【軽減の対象となる国民健康保険税】

離職の翌日の属する月から、その翌年度末までの国保税が軽減対象となります。

離 職 日	軽減対象の課税年度
令和6年3月31日～令和7年3月30日までの離職	令和6・7年度分
令和7年3月31日～令和8年3月30日までの離職	令和7・8年度分

- ※ 限度額超過世帯や所得が少ない離職者は、軽減に該当しても税額が変わらない場合があります。
※ 平成21年度以前の国保税については、施行日前のため軽減の該当になりません。

詳しくは・・・

(申告書の提出及び高額療養費などについて)

- ・ 本庁健康保険課国民健康保険係・各支所地域振興課健康保険係

電話(直通) 本 庁：099-248-9421 東市来支所：099-274-2113
日吉支所：099-292-2113 吹上支所：099-296-2113

(国民健康保険税について)

- ・ 本庁税務課市民税係 ・ 各支所地域振興課市民税係

電話(直通) 本 庁：099-248-9412 東市来支所：099-274-2436
日吉支所：099-292-2033 吹上支所：099-296-2257